

# 受動喫煙防止対策助成金制度のご案内

～ 受動喫煙防止対策に取り組む飲食店、旅館業等の  
中小企業の事業主のみなさんへ ～



厚生労働省  
都道府県労働局

## 1 受動喫煙防止対策助成金制度の目的

この助成金は、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業に対し、喫煙室の設置等の取組に対し助成することにより受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

## 2 支給対象となる事業主

この助成金は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主が支給の対象となります。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店（以下「旅館等」という。）を営む次の中小企業事業主であること。
  - ア 旅館（宿泊業）については、①その常時雇用する労働者が100人以下又は②その資本金の規模が5,000万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
  - イ 料理店又は飲食店については、①その常時雇用する労働者の数が50人以下又は②その資本金の規模が5,000万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
- 3 4に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届けた中小企業事業主であること。
- 4 旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、3の計画に基づき、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主であること。
- 5 4に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

### 3 受動喫煙防止対策助成金関係工事計画について

受動喫煙防止対策助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

工事の着工前に計画の認定を受ける必要があります。

#### 1 計画に必要な書類

計画には、次のアからクまでの書類が必要です。

- ア 労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- イ 中小企業事業主であることを確認するための書類  
(継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等)
- ウ 喫煙室等を設置しようとする場所の工事前の写真  
(申請日から3か月以内に撮影したもの)
- エ 設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他喫煙室等の詳細を確認できる資料
- オ 後記2の要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- カ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は2の(2)の場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類(任意様式)
- キ 喫煙室等の設置に係る施工業者からの見積書の写し
- ク その他都道府県労働局長が必要と認める書類

#### 2 喫煙室等の要件

- (1) 喫煙室を設置する場合(要件を満たすための改修等を含む)

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。

- (2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を0.15(mg/m<sup>3</sup>)以下とすること、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量:70.3×n(m<sup>3</sup>/時間)となるよう設計されていること。

## 4. 支給額について

1 この助成金の支給は事業場単位とし、1事業場当たり1回とします。

2 この助成金の支給額は、下の表のとおりです。

①上限額	②助成対象経費	③助成率
200万円	喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、 備品費及び機械装置費等	4分の1

ただし、算出された合計額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

3 上表の助成対象経費として認められる対象は、次のとおりです。

(1) 喫煙室を設置する場合

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(1)に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）

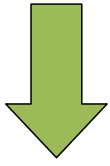
(2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(2)に定める要件を満たす措置を行うための換気装置等の設置に必要なもの（(1)に準じた経費）

## 5. 支給手続

### 1 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」の認定申請

- 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書」の提出



所轄の都道府県労働局労働基準部健康安全課（健康課）に  
2部提出してください。

- 申請書類の審査



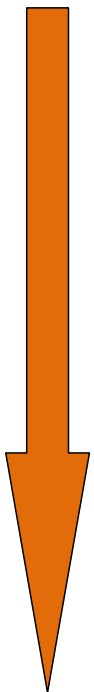
計画に審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。  
資料が整わないときは認定されない場合があります。

- 認定されれば「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」により通知されます。

認定を受けた計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合、  
あらかじめ計画変更申請書を同様に都道府県労働局に提出す  
る必要があります。

### 2 受動喫煙防止対策助成金の支給申請

- 「受動喫煙防止対策助成金支給申請書」の提出



申請書に次の書類を添えて所轄都道府県労働局に2部提出してください。

ア 「受動喫煙防止対策助成金関係工事施工計画認定通知書」の写し

イ 計画を変更した場合は「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更認定通知書」  
の写し

ウ 喫煙室の設置等工事に係る請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し  
（明瞭であり、見積書に対する請求書又は領収書の金額及びその内訳が妥当なもの  
と認められること）

エ 設置した喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙防止  
対策に係る設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）

オ 計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する  
書類（任意様式）

カ 「喫煙室等の要件」を確認できる書類

- 申請書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。  
資料が整わないときは支給決定されない場合があります。

○適当と認められれば、「受動喫煙防止対策助成金支給決定通知書」により、支給決定が行われ、申請書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

認定を受ける前に実施した工事については、原則として助成金を支給しないので、ご注意ください。

偽りその他の不正の行為により本助成金の支給を受けたと認められる場合には、支給した助成金の返還を求める場合があります。

(参考)受動喫煙防止対策を進めるに当たり、次の支援事業も実施します。  
どうぞご活用ください。

#### 1 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務(厚生労働省委託事業)

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準又は換気量の基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

☆相談ダイヤル：03-3213-1012

(事業受託先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

☆問合せ先： [judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp](mailto:judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp)

○平成23年10月3日開始

○相談は無料です。

#### 2 職場内環境測定支援業務(測定機器貸出事業)(厚生労働省委託事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。(往復の送料は申請者の負担となります。)

☆申込受付ダイヤル：03-5625-4296 (事業委託先：柴田科学(株))

FAX：03-5600-4907

○平成23年10月3日開始

## 受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

印

受動喫煙防止対策助成金関係工事計画の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

受動喫煙防止対策を実施する事業場の名称	
申請事業主の業種 (該当するものに○を付すこと。)	イ 旅館 □ 料理店又は飲食店
申請事業主の資本金又は出資の総額	円
申請事業主の常時雇用する労働者の数	人

(添付書類)

1 受動喫煙防止対策に係る工事計画(別添)

2 その他関係資料

受動喫煙防止対策に係る工事計画

受動喫煙防止 対策を実施す る事業場	事業場の名称		
	労働保険番号		
	所在地 〒  (電話番号 )		
	連絡担当者の所属及び氏名  (電話番号 )		
喫煙室等設置 工事の施工期 間	約 日間 着工予定:平成 年 月 日 完成予定:平成 年 月 日		
喫煙室の面積 (注1)	(m <sup>2</sup> )	喫煙室等の 定員	(人)
工事の概要 (注2)			
工事費用見込 額(税込)	円		
申請見込額 (注3)	円		

注1 喫煙室を設置する場合に記載すること。

注2 工事予定の図面を添付すること。

注3 工事費用見込額の4分の1(千円未満は切捨て)又は200万円の低い方の額を記載すること。



## 受動喫煙防止対策助成金支給申請書

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け により認定を受けた受動喫煙防止対策に係る工事計画に基づき  
施工が完了し、受動喫煙防止対策助成金の支給を受けたいので、下記のとおり関係資料を添えて  
申請します。

### 記

(1) 受動喫煙防止対策を実施した事業場の名称

(2) 助成金申請額 円

(添付資料)

1 受動喫煙防止対策に係る工事結果概要報告書兼助成金振込先申請書(別添)

2 その他関係資料

受動喫煙防止対策に係る工事結果概要報告書兼助成金振込先申請書

(1) 受動喫煙防止対策に係る工事結果概要

事業場の名称			
喫煙室等設置 工事の実施期 間	日間 着工：平成 年 月 日 完成：平成 年 月 日		
喫煙室の面積 (注1)	(m <sup>2</sup> )	喫煙室等の 定員	(人)
工事の概要 (注2)			
認定された計 画の変更	( あり ・ なし ) ※どちらかに○を付すこと。 ----- 計画の変更を行った場合の承認日とその文書番号 ① 平成 年 月 日付け 号 ② 平成 年 月 日付け 号		
工事費用 (税込)			円
助成金申請額 (注2)			円

注1 喫煙室を設置した場合に記載すること。

注2 工事施工後の図面及び写真を添付すること。

注3 工事費用の4分の1(千円未満は切捨て)又は200万円の少ない方の額を記載すること。

(2) 助成金振込先

金融機関等名称		支店等名称	
口座番号			
預金種別	( 普通 ・ 当座 ) ※ どちらかに○を付すこと。		
フリガナ			
口座名義			

都道府県労働局連絡先一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局	〒 060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011(709)2311(代)(健)
青森労働局	〒 030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手労働局	〒 020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3007
宮城労働局	〒 983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田労働局	〒 010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形労働局	〒 990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8223
福島労働局	〒 960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024(536)4603
茨城労働局	〒 310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木労働局	〒 320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬労働局	〒 371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5004
埼玉労働局	〒 330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクセス・タワー15F	048(600)6206
千葉労働局	〒 260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京労働局	〒 102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎13階	03(3512)1616(健)
神奈川労働局	〒 231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7353(健)
新潟労働局	〒 951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025(234)5923
富山労働局	〒 930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川労働局	〒 920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井労働局	〒 910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776(22)2657
山梨労働局	〒 400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2855
長野労働局	〒 380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026(223)0554
岐阜労働局	〒 500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058(245)8103
静岡労働局	〒 420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054(254)6314
愛知労働局	〒 460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256(健)
三重労働局	〒 514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀労働局	〒 520-0057	大津市御幸町6番6号	077(522)6650
京都労働局	〒 604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3216
大阪労働局	〒 540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	06(6949)6500(健)
兵庫労働局	〒 650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078(367)9153(健)
奈良労働局	〒 630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山労働局	〒 640-8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取労働局	〒 680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857(29)1704

島根労働局	〒 690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山労働局	〒 700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島労働局	〒 730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5F	082(221)9243
山口労働局	〒 753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島労働局	〒 770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川労働局	〒 760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8920
愛媛労働局	〒 790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089(935)5204
高知労働局	〒 780-8548	高知市南金田1番39号	088(885)6023
福岡労働局	〒 812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	092(411)4798(健)
佐賀労働局	〒 840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎労働局	〒 850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本労働局	〒 860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096(355)3186
大分労働局	〒 870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097(536)3213
宮崎労働局	〒 880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島労働局	〒 892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄労働局	〒 900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3 F	098(868)4402
受動喫煙防止対策助成金について、詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康安全課((健)とあるのは健康課)へお問い合わせください。			

# 受動喫煙防止対策助成金の概要

受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、受動喫煙防止対策助成金を創設しました。

## 1. 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、
- 旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、  
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。  
※労働基準法別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主

## 2. 助成対象

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

## 3. 助成率、助成額

喫煙室の設置等に係る費用の1/4  
(ただし、上限を200万円とする。)

## 5. 申請書等提出先

都道府県労働局(健康安全課又は健康課)

## 4. 予算規模

平成23年度予算 約2.8億円

## 6. 開始時期

平成23年10月1日

# 受動喫煙防止対策の技術的支援について

## 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準又は換気量の基準への対応

など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

☆相談ダイヤル:03-3213-1012

(事業実施機関:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

☆問合せ先 : [judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp](mailto:judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp)

○平成23年10月3日開始

## 職場内環境測定支援業務(測定機器貸出事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

☆申込受付ダイヤル:03-5625-4296

(事業受託者:柴田科学株式会社)

FAX :03-5600-4907

○平成23年10月3日開始